

介護保険料一覧表

介護保険料は3年ごとに見直されます。
第9期（令和6～8年度）の介護保険料は次のとおりになります。

高齢化に伴う介護費用の増加を見据え、所得に応じた保険料負担のしきりを強化し、低所得者の介護保険料上昇を抑制するため、保険料段階が細分化されました。

所得段階	対 象 者	算出方法	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.285	20,862円
	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	35,502円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えている方	基準額×0.685	50,142円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.9	65,880円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超えている方	基準額	73,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	87,840円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	95,160円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	109,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	124,440円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	139,080円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	153,720円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	168,360円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	175,680円

※第1段階から第5段階の「合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入に係る所得金額を差し引いた金額となります。

また、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に、これらの所得から10万円を控除します。

※令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置によって、市民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。（世帯員の市民税課税・非課税の判定についても同様に調整を行います。）